省　令

○農林水産省令第九号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十四条第一項第四号（同法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十日

農林水産大臣　林　芳正

農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「及びはるみ」を「、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第二十八号及び甘平」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省告示第五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第百十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

朝日建設株式会社	北海道苫小牧市新開町二丁目一番九号	建設機械施工
有限会社吉川建材	東京都あきる野市草花二千二百十七番地三	建設機械施工
日起建設株式会社	愛知県愛西市山路町野方百四十九番地七	建設機械施工

○法務省告示第五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社川頭創設	福岡県筑紫野市大字山家四千五百三十七番地一	とび

○法務省告示第五十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

株式会社ハウテック	岐阜県下呂市少ケ野四百二十三番地	建具製作
株式会社高畑	大阪府東大阪市横沼町三丁目三番七号	車輌シート補助材製造

告　示

○国家公安委員会告示第四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

第一号の表一号の項中「三島市」を「田方郡函南町」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年二月十一日から施行する。

○外務省告示第四十五号

平成二十六年一月二十八日にドゥシャンベで、ハトロン州ピアンジ県給水改善計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ハトロン州ピアンジ県給水改善計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年七月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　今橋啓介在タジキスタン大使館大使

タジキスタン側　シロジッディン・アスロフ外務大臣

平成二十六年二月十日

外務大臣　岸田　文雄

○国税庁告示第五号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件（平成二十年国税庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十日

国税庁長官　稲垣　光隆

十日町税務署の項中「宮田町」を「本町一丁目上」に改め、世田谷税務署の項中「若林四丁目二十二番十四号」を「用賀四丁目十番一号」に改め、立川税務署の項中「高松町二丁目二十六番十二号」を「緑町四番地の二」に改め、宇治税務署の項中「井の尻」を「井ノ尻」に改め、山鹿税務署の項中「千三百五十二番地」を「九百七十番地」に改め、竹田税務署の項中「大字会々字七里」を「大字会々」に改め、小林税務署の項中「大字細野」を「細野」に改める。

○農林水産省告示第百九十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第一項第一号の規定に基づき、昭和四十八年二月十九日農林省告示第二百十号（農業災害補償法の規定に基づき特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹の品種又は栽培方法に応じて主務大臣が定める区分を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年二月十日

農林水産大臣　林　芳正

表かんきつ類の果樹（うんしゆうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の項中「ゆず」の下に「、レモン、せとか、甘平」を加える。

○農林水産省告示第百九十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十五年十一月二十日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年二月十日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第22746号

2　登録年月日　平成25年11月20日

3　農林水産植物の種類

Chrysanthemum fruticulosum (Ledeb.) Ohashi et Yonekura x C. x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　アロマム13号

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

国立大学法人広島大学

広島県東広島市鏡山一丁目3番2号

中部電力株式会社

愛知県名古屋市東区東新町1番地

1　登録番号　第22747号

2　登録年月日　平成25年11月20日

3　農林水産植物の種類

Chrysanthemum fruticulosum (Ledeb.) Ohashi et Yonekura x C. x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　アロマム14号

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

国立大学法人広島大学

広島県東広島市鏡山一丁目3番2号

中部電力株式会社

愛知県名古屋市東区東新町1番地